

平成30年度 第1回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成30年7月19日(木) 生駒市役所 3階 302会議室				
出席委員等	委員長		森 裕之		
	委員長代理		豊永 泰雄		
	委員		松山 治幸		
	事務局		大西総務部長・黒松契約検査課長・山本契約検査課課長補佐・澁谷契約検査課主幹・北野契約係員		
	抽出案件説明担当課	土木課		中谷課長・永井整備係員	
		こども課		前川課長・有山主幹	
営繕課		井上主幹・北村営繕第1係員・藤岡営繕第2係員			
浄水場		吉岡課長・吉本補佐			
生涯学習課		梅谷補佐・大畑庶務係長			
みどり公園課		財満課長・新田公園管理係員			
審議対象期間	平成29年12月1日 ~ 平成30年5月31日				
抽出案件	総件数	5件	(備考)		
一般競争入札		3件	期間内入札等件数	一般競争入札 47件	
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件	
随意契約		2件		随意契約 7件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答		
	別紙のとおり				
委員会による意見具申又は勧告の内容					

質 問	回 答
<p>2-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p>	<p>平成29年12月1日から平成30年5月31日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。</p>
<p>2-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p>	<p>各抽出案件について、一般競争入札における参加資格設定理由、選定理由及び工事概要を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。</p>
<p>●抽出案件1(門前町鬼取線道路災害復旧工事:土木課)について</p>	
<p>対象業者は39者いるにもかかわらず、応札者が3者と少ないですね。</p>	<p>年度末ということもあり、すでに工事を請け負っていたり、下請けに入っていたりして応札できなかったのではないかと思います。この時期の工事になると、多くても3～5者の応札です。</p>
<p>災害復旧工事でありながら、随意契約ではなく一般競争入札にしたのはなぜですか。</p>	<p>災害復旧なので、通常は応急復旧工事から本復旧工事となりますが、地元から、道路幅を拡げてほしいという要望があり、地元の用地費の協力も得られるということで、一度に工事を行うこととし、一般競争入札を行いました。</p>
<p>増額の変更契約をおこなった理由は何ですか。</p>	<p>当初は、現地の土を再利用する設計としていましたが、土の中に混入物が多く、土の購入費が必要となり、変更契約をしました。</p>
<p>災害はいつおこったのですか。</p>	<p>10月22日～23日にかけて、台風21号の影響で、深夜の大雨で路肩が崩壊しました。</p>
<p>工事はいつ完了しましたか。</p>	<p>平成30年3月16日です。</p>
<p>工期も含めて、工事の内容について地元の方は理解されているのですか。</p>	<p>地元からは、道路幅が拡がって見通しも良くなり、喜んでもらっています。工期についても特にクレームはありません。</p>
<p>随意契約をすると、どれだけ工期は短くなるのですか。</p>	<p>随意契約だと、1ヶ月半は短くなったと思いますが、地元の理解と協力もあり、費用は抑えられたと思います。</p>
<p>●抽出案件2(生駒学童分割工事に伴う玄関整備工事:こども課)について</p>	
<p>対象業者が10者で応札が1者ということと、落札率が非常に高いですね。1回目不落だった際も1者の応札とのことですが。</p>	<p>1回目は、1者応札がありましたが、予定価格超過で不落となりました。間違えて応札されたようです。注意をさせていただきました。ただ、不落だったこともあり、設計金額を見直し、新しく入札をさせていただきました。また、応札が少なく落札率が高かったということについては、時期的(年度末)なこともあり、建築Dの業者も手持ちの工事があつたり、下請けに入っていたりで手が回らなかったということもあると思います。</p>

質 問	回 答
<p>設計金額を見直したということですが、具体的にはどのような点を見直したのですか。材料費や人件費など色々あると思うのですが。</p>	<p>人力で考えていた部分を機械に見直したりなど、設計規模を見直しました。</p>
<p>そういうことはよくあることですか。</p>	<p>そういうことが発生した場合は、変更契約で対応したりします。土木工事などでガードマンの数が足りない、ということもあったりします。</p>
<p>応札できる業者を増やせばいいのではないですか。</p>	<p>対象業者を市内業者から県内業者に増やしたり、ランクが上位の業者を対象にしても、予定価格が低い工事にはなかなか応札してくれないという実情があります。やはり業者としても、落札すれば金額にかかわらず現場に人をつけないといけないので、予定価格が低い工事にはなかなかくいついてくれません。</p>
<p>入札はいつでしたか。入札締め切りは。公告期間も短いですね。</p>	<p>1/29に不落になっているので、2/5公告の2/13が入札締め切りです。3月末が工期となりますので、公告期間も短縮しています。</p>
<p>当初から設計金額が適正であれば、最初から応札があったかもしれませんよね。これから十分に注意してください。</p>	<p>わかりました。</p>
<p><b>●抽出案件3(真弓浄水場備蓄倉庫整備工事:水道局総務課)について</b></p>	
<p>この件についても、対象業者が14者で応札が1者、また落札率も96.16%と非常に高いですね。</p>	<p>先ほどと同じように、公告の時期的なこともあります。後日業者に確認したところ、倉庫ということでプレハブ建築にしては金額が低いため、現場に配置技術者をつけるのは難しいということ聞いています。</p>
<p>業者が低すぎると言っているということは、設計金額が適正でないということではないのですか。</p>	<p>減額の変更契約もあつたぐらいですので、設計金額は適正だったと思いますが、その金額が低いため、応札が少なかったということです。</p>
<p>業者が忙しくないときに入札すればいいのではないですか。</p>	<p>早く公告していれば応札者は増えていたかもしれません。</p>
<p>予定価格と応札者数は必ずしも比例しないように見えるのですが。</p>	<p>業種によります。土木や舗装は業者も多いので、金額にかかわらず応札者が多いですが、建築はやはり少ないです。さらに年度末に近づくと、他の業者が工事を請け負って応札できないとわかっているため、落札率も高くなる傾向があります。</p>
<p>いずれにしろ応札者が少ないですね。競争性が発揮されていないのではないですか。1者の応札なら不調にするという考え方はどうですか。</p>	<p>東京都も一時そうしていましたが、業者のほうからの反対もあり、工期のこともあり見直しを図っています。生駒市では1者応札でも競争性が確保できていると考えています。不調になると、やはり仕事が滞りますし、補助金がからむと特に大きな問題となります。</p>

質 問	回 答
<p>それでもやはり応札者を増やさないといけませんね。応札が少なくても、落札率が高ければいいですが、高いですものね。金額が少なければダメージも少ないですけど、金額が大きいとね。</p>	<p>以前ご指摘をいただいた、トイレ改修工事については、今年は早く入札を行い、最低制限価格で落札されました。</p>
<p>なるほど。でも、1億とか7千万の工事でも、3~4者の応札しかないんですね。</p>	<p>できるだけ早いほうがいいということで4/5に入札公告をしたのですが、建築工事はそうなります。</p>
<p>話は戻りますが、プレハブ建築はそんなに難しいものではないですよ。プレハブ建築業者というのは市内に多いのですか。</p>	<p>プレハブ建築については、認定されている業者しかできません。生駒市に登録している業者は14者で、市内は3者となります。このことから、登録業者全者が入札可能となっています。</p>
<p>今回の備蓄工事であれば、物置をたくさん購入していけるのではないですか。同じ機能を持つなら安価になる方法を考えてもいいのではないですか。</p>	<p>備蓄する量によっては考えられますが、今回は量も多いということでプレハブ建築工事でおこないました。</p>
<p><b>●抽出案件4(たけまるホールハロン消化設備入替工事:生涯学習課)について</b></p>	
<p>この随意契約の理由についてですが、安全性を確保するためにも最初から随意契約でおこなえばよかったのではないかと思うのですが。</p>	<p>ハロン設備というのは、配管、放出要連結管等、ハロンガスボンベが一体となった設備となっており、当初はその全体を入替えようとして入札を行ったのですが不調となりました。ただ、ハロンガスボンベは経年劣化の可能性があり必ず取り替えないといけないということで、既存の配管や放出要連結管等を使用すると、その製造者である今回の業者としか契約できないことになり、随意契約となりました。</p>
<p>ガスボンベというのはどれくらいもつものですか。</p>	<p>通常は15~18年くらいで取替えを行うよう推奨されています。</p>
<p>そもそも全体を替えずにいいならば、当初からその部分だけの工事でもよかったのではないですか。</p>	<p>たけまるホールはかなり利用頻度が高く閉館しにくいのですが、今回の工事でも利用できなくなりますので、どうせなら全部まとめて工事しようと考えました。</p>
<p>配管等も、いずれは直さなくてはならないということですか。</p>	<p>いずれは工事の必要がでてくると思います。</p>
<p>ではその部分はこれから随時交換していくということですか。</p>	<p>いずれ消防点検等で指摘を受ければ、工事する必要がでてくると思います。</p>
<p>当初全体を工事しようとしたときの予定価格いくらだったのですか。</p>	<p>15,606,000円です。</p>
<p>そんなに変わらないですね。</p>	<p>350万円ほどの違いです。また、1回目の入札では施工実績を求めていましたが、不調に終わったので、2回目はそれを求めていません。</p>

質 問	回 答
<p>ハロン消化設備というのは必ず設置しなければならないものですか。</p> <p>●抽出案件5(鹿ノ台中央公園他3ヶ所除草業務委託:みどり公園課)について</p> <p>色々な発注案件があるなかで、シルバー人材センターに発注する、しないはどのように決めるのですか。</p> <p>今回はじめてだったんですか。</p> <p>基本的には、危険ではなく、高齢者にもできる仕事はシルバー人材センターに。できないものは入札という考え方でいいのですか。</p> <p>契約金額がとても低いですよ。これだけみると、できるだけ業者に出さずにシルバー人材センターと契約すればいいというふうにも思えますね。</p> <p>最低制限価格より低い金額で契約しているのはどうなんでしょうね。適正な雇用条件で、という意味では単価が安すぎるということにはならないですか。</p> <p>仕事の質としてはどうなんですか。質が落ちると言うことはないですか。</p> <p>シルバー人材センターは入札に参加できますか。</p> <p>業者からのクレームはないですか。</p> <p><b>3-1) 入札参加停止措置の運用状況について</b></p> <p>同じ案件でも入札参加停止期間が違うのですね。</p> <p><b>3-2) 建設工事における設計変更の状況について</b></p> <p>設計変更の増加割合が110.51%とのことですが、いつもより高くないですか。</p>	<p>駐車場には必ず設置しなければならないと消防法で決まっています。</p> <p>公園は、公益性が高いため、年3回は除草業務を行っております。頻度も高く、また急斜面ではなく危険な業務ではないので、シルバー人材センターと随意契約をしております。</p> <p>いえ、以前からです。</p> <p>時期的なこともあります。基本的にはそうですね。</p> <p>シルバー人材センターの人数にも限りがあります。高所での作業や急斜面での草刈業務がある場合は難しいです。</p> <p>平均年齢は70歳を超え、作業時間も短い。単価が低すぎるということはないと思います。</p> <p>今お願いしているのは草刈業務が主なので、そこまで精度の高い内容を求めているわけではないので大丈夫です。</p> <p>まず本市の業者登録がないということと、生駒市で造園業務の入札には、建設業の許可と経審をとらないと参加できないことになっているので、無理です。</p> <p>特にありません。</p> <p>平成29年12月1日から平成30年5月31日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。</p> <p>独占禁止法での課徴金命令等については減免制度がありまして、減免を受けている場合は入札参加停止期間が短縮されます。</p> <p>平成29年12月1日から平成30年5月31日までの期間に完成した案件について報告しました。</p> <p>前回は103%です。普段から設計を適正に行うようには指導しているのですが、下水の工事などは掘ってみないとわからないというのがあります。あくまでも土質データに基づいて推進するということになりますので。担当課においても、事前のボーリング調査はポイントしかできませんし、実際石があると機械を入れ替えなければならないなどの対応が必要になることもあります。</p>

質 問	回 答
設計変更などは、悪用しようと思えばできそうですね。	私たちが見てる限りでは業者との癒着も見受けられませんし、設計変更を行う場合は1回ごとに指示書を交わし、管理職も目を通すので問題ないかと思えます。
設計書の変更は公開しているのですか。	契約書の中にはありますので、情報公開請求があれば公開されます。
業者さんからの金額変更の要望があるのですか。	どこまで変更を認めるかというのは確かにありますが、管理職も含めきちんと内容を確認した上で必要とあれば変更を認めます。あまりにも変更の金額が大きければ変更契約となります。
国などの発注であれば、変更など認めないですね。	生駒市では、契約内容は細かいところまで決めています。それに応じて変更契約をするなど、細かい対応をしています。国交省などはほぼ契約金額しかでてませんので、それがいいのか悪いのかは分かりません。
<b>3-（3）最低制限価格変更に伴う落札率について</b>	平成29年度から平成23年度モデルを使用したことにより最低制限価格が変更になったことで、落札率の変化について説明しました。
20年モデルのいうのはまだ使われているのですか。	県内ではほとんど使用されていないです。
やはり23年度モデルを使うことによって、落札金額も相当上がりますよね。	5%程度上がると想定していましたが、ほぼ想定内でした。現在29年度モデルも出ておりまして、それを使うとさらに5%程度上がると想定しております。
<b>3-（4）不調・不落、1者入札の状況について</b>	平成29年12月～平成30年5月における不調・不落、1者入札の状況について、報告し、ご意見をいただきました。
児童館というのは、稼動しているのですか。	してます。利用者も比較的多く、地域で活用されていると聞いています。
応札が無ければ困るという事業もあると思うのですが、不調・不落となった場合の対応は考えておられるのですか。	地域要件の緩和や入札条件の緩和による再度入札公告などを行っています。
<b>3-（5）本市と近隣市との電力調達単価について</b>	本市の電力調達単価・使用量について説明しました。また、本市と近隣市との電力調達単価を比較し、近隣市単価による電力料金シミュレーションを用いて、本市の今後の電力調達について、ご意見をいただきました。

質 問	回 答
<p>このことについては、市民パワーとの随意契約を認めるにあたっての条件として、入札した場合の価格と比べて適正かどうか、というのを生駒市で常にチェックしながら、必要であれば随時交渉を行っていくよう、提言書を出しました。その資料について説明があったわけですが、奈良市の事例を使ってシミュレーションをすると、この資料のような結果になるわけで、そのことについて議論したいと思います。</p>	
<p>生駒市の電力はすべていこま市民パワーとの契約なんですか。</p>	<p>ほぼすべていこま市民パワーと契約しています。</p>
<p>いこま市民パワーは、大阪ガスから電力を買っているんですね。</p>	<p>そうです。ただ、大阪ガスも7月に値下げをしたそうなので、価格については市としてもいこま市民パワーと交渉していると聞いています。</p>
<p>どれだけ安くなるかは入札してみないと分からないですね。</p>	<p>あくまでも奈良市の例をあてはめてみたシミュレーションなので、実際入札してみないと分かりません。料金は使用電力量によっても変わります。市町村によって使用電力量が違いますので、どれだけ安くなるかという比較はしにくいです。</p>
<p>でも、生駒市はいこま市民パワーとの契約がある以上、入札できないんですね。</p>	<p>今の段階ではできないと考えます。ただ、いこま市民パワーも大阪ガスと料金の交渉はしているはずで、大阪ガスが料金を下げても、いこま市民パワーが本市に対して料金を下げるかということとはわかりませんが。</p>
<p>この試算だと4,000万円以上変わってきますよね。ただ、原発の事故などがあると電力料金が変わることもあるので分からないですけどね。</p>	<p>他市でも、だいたい1～2年間くらいの契約のようです。あまり長期の契約だと、電力料金の上下で高くなるリスクもありますので。</p>
<p>生駒市も1年ごとに契約しているんですね。契約終了後はいこま市民パワーと契約しないということもあるんですね。</p>	<p>まだ分かりません。いこま市民パワーがどれだけ料金を下げるかにもよると思います。</p>
<p>やはり、シミュレーションでこの数字がでている以上、提言書通り、いこま市民パワーにそれに近い水準の価格を求めるよう、市としても交渉していかねばならないと思いますね。それについてどうなったかをまたチェックしていく形で対処していきたいと思います。</p>	<p>はい。</p>
<p>市民にも問題意識を持ってもらう必要がありますよね。</p>	
<p>中間段階ですが、今後のことも考えて委員会から意見書等を出せればと思っています。委員会として、今回のことについてきちんと対処するよう市長に意見書を提出するというところでどうですか。</p>	<p>了解しました。</p>

質 問	回 答
3-(6) 随意契約(物品・委託業務)抽出案件について	時間的な都合により、後日審議いただくということで了解いただきました。
4 案件抽出(当番委員)の指名について	豊永委員長代理が、10年経過ということもあり10月末で退任されることになりました。長い間ありがとうございました。なお、案件抽出委員の指名についてですが、運営要領第3条第2号の規定に基づきますと、委員の氏名の50音順の輪番では豊永委員長代理となっておりますが、豊永委員の退任に伴い、次回は松山委員となります。
5 次回開催日について	次回の開催は、今回審議できなかった随意契約(物品・委託業務)の案件について審議するため、平成30年8月28日(火)に開催することに決定しました。